

契 約 保 証 金 免 除 に か か る F A Q
(物品の買入契約等、業務委託、測量・建設コンサルタント等)

Q 1

契約保証金免除に関する審査は、どこで実施するのか。

⇒契約締結権限に応じて、契約管財局長が契約締結するものは契約管財局で、各所属長が契約締結するものは、事業所管所属（各局・各区）において、契約保証金の手続きを行います。

Q 2

「**種類**をほぼ同じくする」とは、どの程度を指すのか。

【物品の買入契約等】

⇒概ね同一または同種の種目に分類できる範囲とします。

同種種目の範囲としては、別添の一覧表で同一カテゴリ内の種目及び、発注時の入札参加資格に並列して求める種目として考えられるものとします。

(例えば、当該案件は「59 消防・防災用品」で発注、実績が『災害備蓄飲料水』の場合、この発注種目は主が「60 食糧品」で、並列して「59 消防・防災用品」も可としています。よって、同種種目の実績として認められます。)

【業務委託、測量・建設コンサルタント等】

⇒対象案件の業務委託仕様書で定める主要業務を含む契約履行実績であるかを個別審査します。

※同一または同種の種目であることは必ずしも問いません。

【共通】

過去（前年度発注案件等）の本市同一案件に係る落札者である場合は、仕様書の写し等の資料提出を省略することも可能とします。

Q 3

「**規模**をほぼ同じくする」とはどの程度を指すのか。

【物品の買入契約等】

⇒契約する案件の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）の **50%以上**のものとしてします。

【業務委託、測量・建設コンサルタント等】

⇒契約する案件の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。）の **50%以上**のものとしてします。

※債務負担行為による複数年契約においても、継続的・反復的な役務の提供を受ける業務であれば長期継続契約と同様の考えで規模を判断することは可能です。

【共通】

実績調書に記載する契約金額は実績としての金額（契約変更を行った場合には変更後契約金額、概算契約は確定金額、単価契約は契約金額に実績数量を乗じた額）になりますので、記載金額と添付資料で確認できる金額に相違がある場合は、最終的に確定した契約金額である旨を確認します。

Q 4

地方公共団体の契約実績において、外郭団体等は該当しないのか。

⇒外郭団体及び独立行政法人及び特殊法人は地方自治法適用外であるため、該当しません。

なお、地方自治法に基づき設立される特別地方公共団体（特別区（東京都 23 区）、広域連合、一部事務組合等）は該当します。

Q 5

契約保証金は現金のみか。履行保証保険とは何か。

⇒実績審査の結果、契約保証金の納付が必要な場合は現金納付が原則となりますが、ほかにも各種契約書の「保証事項」欄の方法にて落札者が選択することも可能です。

業務委託、測量・建設コンサルタント等の場合は、[「業務委託における契約保証について」](#)をご覧ください。

Q 6

「誠実に履行する」とはどういうことか。

⇒契約は互いの信義に従って誠実に履行することとなっており、契約どおりに履行が完了していれば、誠実に履行されたものとします。

上記の考え方から、実績調書提出時における「履行完了証明書」の添付は不要とします。

Q 7

実績において、「過去 2 年の間」とはいつからいつまでを指すのか。

⇒対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去 2 年以内に履行が完了しているものとします。

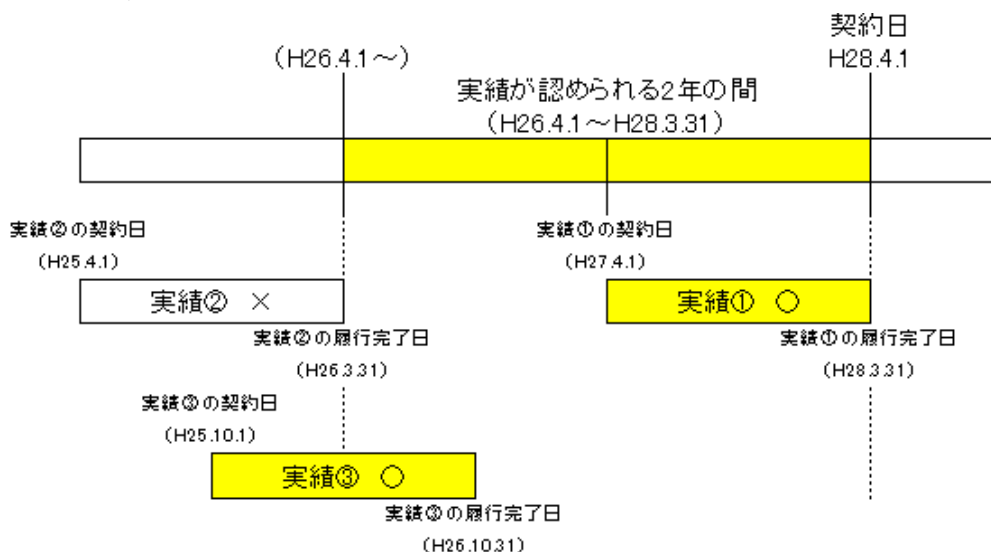
(例) 平成 28 年 4 月 1 日契約の場合

→平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に履行が完了している実績が対象です。

実績①：契約日、履行完了日ともに上記対象期間内であり、審査対象となります。

実績②：契約日、履行完了日ともに上記対象期間外であり、審査対象となりません。

実績③：契約日は上記対象期間外ですが、実績が認められる期間に履行が完了しているの
で審査対象となります。



ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認めます。

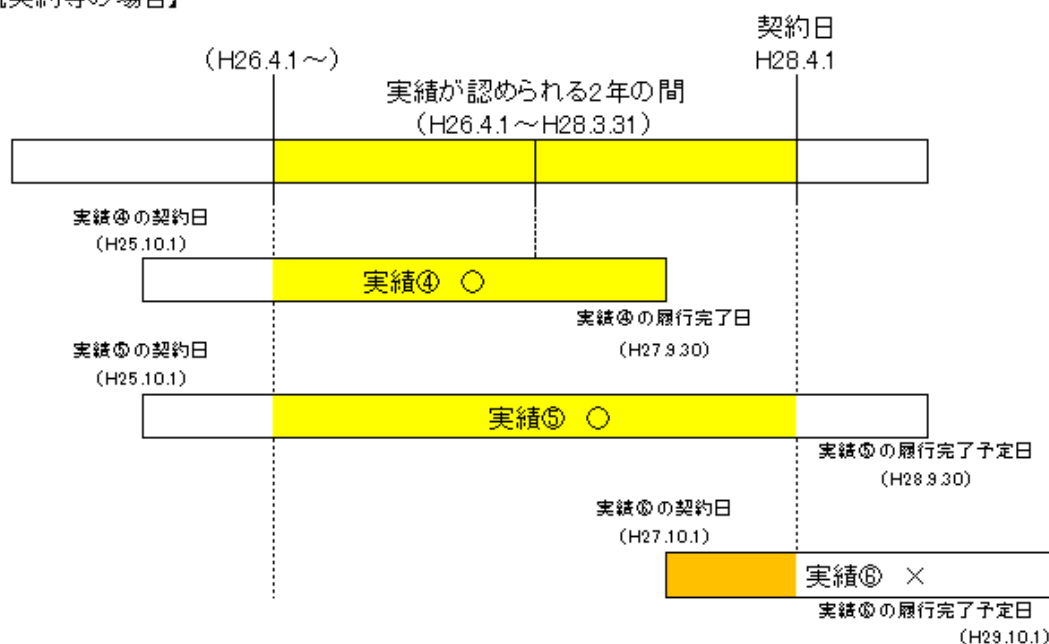
※債務負担行為による複数年契約においても、継続的・反復的な給付及び役務の提供を受けるものであれば長期継続契約と同様の考えで、履行中であっても実績と認めることは可能です。

実績④：履行完了日（H27.9.30）が、実績が認められる2年の間に入っているため、審査対象となります。

実績⑤：契約日（H25.10.1）が過去2年の間に入っておらず、現在も履行中ですが、既履行期間が12か月以上認められるため、審査対象となります。

実績⑥：契約日（H27.10.1）は過去2年の間ですが、現在履行中であり、既履行期間が12か月未満であるため、審査対象となりません。

【長期継続契約等の場合】



Q 8

履行完了後、返還手続きはどうするのか。

⇒現金で納付された契約保証金は、履行完了（検査完了）後、業者から請求書（本市指定様式）の提出を受けて、指定口座への振込にて返還します。

Q 9

単価契約・長期継続契約における契約保証金の考え方は。

⇒本市契約規則第37条第3項第1号で定めており、一般競争入札の場合は次のとおりです。

- ①単価契約 契約金額に予定数量を乗じた額の100分の10以上
- ②長期継続契約 当初年度金額を1年当たりの額に換算した額の100分の10以上

Q10

契約保証金の徴収について、「100分の10以上」とはどういうことか。

⇒契約金額（税込）に100分の10を乗じて、端数を切り上げた額を徴収します。

※端数を切り捨てると「100分の10以上」とならないため、ご注意ください。

（例）契約金額1,080,000円（税込）の場合

$$1,080,000 \times 0.1 = 108,000 \text{ 円}$$

契約金額1,234,567円（税込）の場合

$$1,234,567 \times 0.1 = 123,456.7 \text{ 円} \Rightarrow \text{端数を切り上げ、} \underline{123,457 \text{ 円}} \text{ とします。}$$

カテゴリー	種 目							
文房具・事務機器類	01	事務用品・機器	02	用紙	03	封筒	04	印章品
印刷・製本類	05	活平版	06	軽印刷	07	フォーム印刷	08	特殊印刷
	09	製本	10	青写真				
家具・装飾類	11	家具	12	室内装飾	14	舞台装置		
繊維製品類	15	服類	16	寝具	17	テント	18	タオル
産業用機器類	19	産業用機器	21	建設用機器	22	農業用機器		
電気・通信機器類	23	家庭用電気機器	24	通信用機器	25	視聴覚機器	26	OA機器・用品
医療・理化学・薬品類	27	医療用機器	28	理化学機器	29	医薬品	30	工業薬品
厨房機器類	31	業務用厨房機器						
写真・光学機器類	32	写真						
燃料類	33	石油類	34	高圧ガス				
自動車類	35	自動車販売	36	自動車用品	37	自動車修理	38	自転車・雑車
船舶・航空機・鉄道類	39	船舶・航空機・鉄道						
材 料 類	40	木材	41	石類	42	金属類	43	造園材料
	44	簡易建物	45	その他材料				
教 材 類	46	学校教材具	47	黒板	48	運動具	49	楽器
	50	模型						
図 書 類	51	図書						
看板・標識類	52	道路標識	53	看板	54	銘板	55	旗類
百貨・日用品類	56	日用品類	57	贈答用品	58	百貨店・商社		
消防・防災用品類	59	消防・防災用品						
食糧品類	60	食糧品						
福祉機器類	61	福祉用品・機器						
建物等賃貸	155	建物	156	樹木				
事務用品賃貸	157	機械器具	158	情報処理用機器	159	複写機	160	ファクシミリ
	161	その他事務用品						
医療機器賃貸	162	基準寝具等	163	医療機器				
自動車賃貸	164	自動車						
その他の賃貸	165	その他賃貸						

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名



実 績 調 書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契約日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備考	

※ 契約日から過去2年以内に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体（特別区、広域連合、一部事務組合等）を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）を添付すること。

【記入例】

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名



実績調書

案件名称	〇〇〇〇〇情報システム用端末機一式 長期借入
契約金額	<u>金X, XXX, XXX, XXX円</u> 契約金額（税込）の50%以上である必要があります。
発注者名	<u>〇〇市</u> 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。
契約日	平成××年××月××日
履行期限 (履行期間)	平成××年××月××日から平成××年××月××日まで
案件概要	記載内容を証する契約書の写しを添付するため、記載は原則不要です。
備考	

※ 契約日から過去2年以内に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

契約保証金免除申請用 様式
(業務委託、測量・建設コンサルタント等)

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

使用印

実 績 調 書

①	落札者となった 案件名称	
②	実績に係る 案件名称	
③	契約金額	
④	発注者名	
⑤	契約日	
⑥	履行期限 又は 履行期間	
⑦	案件概要	
⑧	添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し（双方の押印がある表紙・記載内容を証するページ） <input type="checkbox"/> 仕様書の写し（業務内容がわかるページ）
⑨	備考	

※ 契約日から過去2年以内に履行が完了している、国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体（特別区、広域連合、一部事務組合等）を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）及び業務委託仕様書の写し（業務内容がわかるページ）を添付すること。

記入例

契約保証金免除申請用 様式
(業務委託、測量・建設コンサルタント等)

本市への提出日を記入してください。

平成××年 ×月××日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

(ゴム印の押印可。)

使用印

必ず「使用印」を押印してください。

実績調書

①	落札者となった 案件名称	平成××年度 ○○○○事務所 ○○設備保守点検業務委託	① 落札者となった案件名称を記載してください。
②	実績に係る 案件名称	平成××年度 △△市立センター ○○設備保守点検業務委託	② 契約保証金の免除対象となる実績の案件名称を記載してください。
③	契約金額	金 X, XXX, XXX 円	③ 契約金額(税込)の50%以上であることが必要です。
④	発注者名	□□県△△市	④ 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。 ※国又は地方公共団体の発注した契約実績に限ります。
⑤	契約日	平成××年5月20日	⑤⑥ 添付する契約書の写しと一致する日付を記載してください。
⑥	履行期限 又は 履行期間	平成××年6月1日～平成××年10月31日	
⑦	案件概要	□□県△△市立センターの○○設備保守点検を実施。 (今回落札した案件の保守点検項目を満たしているもの。)	⑦ 種類又は規模をほぼ同じくする契約であるかを確認できるよう、実績の案件概要を記載してください。
⑧	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書の写し (双方の押印がある表紙・記載内容を証するページ) <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書の写し (業務内容がわかるページ)	⑧ 添付書類が漏れていないか、チェックしてください。
⑨	備考		

※ 契約日から過去2年以内に履行が完了している、国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)及び業務委託仕様書の写し(業務内容がわかるページ)を添付すること。